

公立大学法人県立広島大学規程（案）の概要

法人規程第1号

規程名	公立大学法人県立広島大学業務方法書
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の基本方針 中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。 業務の委託 業務を効果的かつ効率的に運営するため、業務の一部を委託することが可能 競争入札その他契約に関する基本事項 契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による。

法人規程第2号

規程名	県立広島大学学則
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立広島大学の目的、組織、教育、学生等に関する基本的事項を定める。

法人規程第3号

規程名	県立広島大学大学院学則
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立広島大学大学院の目的、組織、教育、学生等に関する基本的事項を定める。

法人規程第4号

規程名	公立大学法人県立広島大学公告に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人及び大学の定める規程の公告等に関して定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人及び大学が定める規程は、「規程」、「細則」及び「要領」とする。 規程等を制定し、又は改廃したときの公告方法 理事長又は学長の委任を受けたものは、規程等の細目の定め等、法人又は大学の特定の組織についてのみ適用される規程等を定めることができる。 旧3大学の規程のうち、必要と認められるものは大学規程として存続させるものとし、地方独立行政法人法その他関係法令及び法人・大学の定める規程の内容又は趣旨に基づき必要な読替えを行って適用する。

法人規程第5号

規程名	公立大学法人県立広島大学文書等管理規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人が保有する文書等の管理について定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の文書管理規則等に準じて、文書等の收受、施行、保管等について規定

法人規程第6号

規程名	公立大学法人県立広島大学公印規程
要旨	(趣旨) ・法人が管守する公印の種類及び管守者等を定める。 (内容) ・公印の種類 法人印, 理事長印, 出納責任者印等

法人規程第7号

規程名	公立大学法人県立広島大学における個人情報の管理に関する規程
要旨	(趣旨) ・法人が保有する個人情報の適正な管理のため, 必要な措置について定める。

法人規程第8号

規程名	公立大学法人県立広島大学役員会規程
要旨	(趣旨) ・法人に置く役員会について必要な事項を定める。 (内容) ・定例会及び臨時会(定例会は毎月1回) ・役員会が必要があると認めたときは, 役員以外の者の出席が可能

法人規程第9号

規程名	公立大学法人県立広島大学役員規程
要旨	(趣旨) ・役員 of 責務, 任期, 服務等について必要な事項を定める。 (内容) ・職務専念義務及び利益相反行為の禁止 ・理事の任期は2年

法人規程第10号

規程名	公立大学法人県立広島大学経営審議会規程
要旨	(趣旨) ・経営審議会の招集, 委員以外の出席等について必要な事項を定める。 (内容) ・経営審議会は理事長が招集 ・議長が必要があると認めたときは, 委員以外の者の出席が可能

法人規程第11号

規程名	公立大学法人県立広島大学教育研究審議会規程
要旨	(趣旨) ・教育研究審議会の招集, 委員以外の出席等について必要な事項を定める。 (内容) ・教育研究審議会は理事長が招集 ・定例会及び臨時会(定例会は毎月1回) ・議長が必要があると認めたときは, 委員以外の者の出席が可能

法人規程第 1 2 号

規程名	公立大学法人県立広島大学組織規程
要旨	(趣旨) ・公立大学法人県立広島大学定款に定めがあるものを除くほか、法人及び大学の組織について必要な事項を定める。

法人規程第 1 3 号

規程名	県立広島大学教授会規程
要旨	(趣旨) ・県立広島大学の学部に置く教授会の招集、議長、会議等について必要な事項を定める。

法人規程第 1 4 号

規程名	県立広島大学総合学術研究科委員会規程
要旨	(趣旨) ・県立広島大学の総合学術研究科に置く教授会の招集、議長、会議等について必要な事項を定める。

法人規程第 1 5 号

規程名	県立広島大学総合教育センター管理運営規程
要旨	(趣旨) ・総合教育センターの業務、職員、部門等について必要な事項を定める。 (内容) ・職員 センター長、副センター長、キャリアセンター長のほか必要な職員を置く。

法人規程第 1 6 号

規程名	県立広島大学学術情報センター管理運営規程
要旨	(趣旨) ・学術情報センターの業務、職員、キャンパスセンター等について必要な事項を定める。

法人規程第 1 7 号

規程名	公立大学法人県立広島大学情報ネットワークシステム管理運営規程
要旨	(趣旨) ・情報ネットワークシステムの管理運用について必要な事項を定める。

法人規程第 1 8 号

規程名	県立広島大学学術情報センター図書館利用規程
要旨	(趣旨) ・学術情報センターの図書館の利用について必要な事項を定める。

法人規程第 1 9 号

規程名	県立広島大学地域連携センター管理運営規程
要旨	(趣旨) ・地域連携センターの業務、職員、キャンパスセンター等について必要な事項を定める。

法人規程第20号

規程名	県立広島大学保健福祉学部附属診療センター管理運営規程
要旨	(趣旨) ・附属診療センターの業務、職員、診療施設等について必要な事項を定める。

法人規程第21号

規程名	県立広島大学生命環境学部附属教育研究施設管理運営規程
要旨	(趣旨) ・附属教育研究施設の業務、職員、職務等について必要な事項を定める。

法人規程第22号

規程名	公立大学法人県立広島大学人事委員会規程
要旨	(趣旨) ・人事委員会の所掌、組織、委員の任期等必要な事項を定める。 (内容) ・所掌 教員の採用及び昇任の選考、教員選考に係る基準及び手続、教員の解雇、降任、休職及び懲戒の審査等 ・組織 経営審議会及び教育研究審議会の委員のうち、それぞれの審議会から3名ずつ指名する委員 委員のうち少なくとも1名は、任命の際法人の役員又は職員でない者 ・任期 理事・委員の任期

法人規程第23号

規程名	公立大学法人県立広島大学教員業績評価委員会規程
要旨	(趣旨) ・教員業績評価委員会の所掌、組織、委員の任期等必要な事項を定める。 (内容) ・所掌 教員業績評価の基本方針、実施計画、評価結果に基づく改善等 ・組織 理事長が指名する理事、学部の教員又は研究科の研究指導を担当する教員のうちから理事長が指名する者、事務職員の中から理事長が指名する者 ・任期 理事である委員は理事の任期、他は2年

法人規程第24号

規程名	公立大学法人県立広島大学自己点検・評価委員会規程
要旨	(趣旨) ・自己点検・評価委員会の所掌、組織、委員の任期等必要な事項を定める。 (内容) ・所掌 自己点検・評価の実施計画、認証評価機関の評価、公立大学法人評価委員会の評価、大学改革プログラム等 ・組織 理事長が指名する理事、学部の教員又は研究科の研究指導を担当する教員のうちから理事長が指名する者、事務職員の中から理事長が指名する者 ・任期 2年

法人規程第25号

規程名	公立大学法人県立広島大学研究推進委員会規程
要旨	(趣旨) ・研究推進委員会の所掌，組織，委員の任期等必要な事項を定める。 (内容) ・所掌 研究推進，外部資金の確保，教員研究費配分の基本方針，研究成果の発表等 ・組織 理事長が指名する理事，学部の教員又は研究科の研究指導を担当する教員のうちから理事長が指名する者，事務職員の中から理事長が指名する者 ・任期 理事である委員は理事の任期，他は2年

法人規程第26号

規程名	公立大学法人県立広島大学人権委員会規程
要旨	(趣旨) ・人権委員会の所掌，組織，委員の任期等必要な事項を定める。 (内容) ・所掌 人権課題の取組方針，人権課題の教育・研修，人権侵害の防止，人権侵害の苦情処理等 ・組織 理事長が指名する理事，学部の教員又は研究科の研究指導を担当する教員のうちから理事長が指名する者，事務職員の中から理事長が指名する者 ・任期 理事である委員は理事の任期，他は2年

法人規程第27号

規程名	県立広島大学部局長等連絡会議規程
要旨	(趣旨) ・教育研究組織，附属施設及び事務組織間の連絡調整を行うため，部局長等連絡会議を設置する。 (内容) ・組織 学長，副学長，事務局長，学部長，研究科長，総合教育センター長，地域連携センター長，学術情報センター長，キャンパス事務部長，担当部長，経営企画室長及び学長が指名する職員で組織

法人規程第28号

規程名	公立大学法人県立広島大学決裁規程
要旨	(趣旨) ・法人における事務の決裁について定める。 (内容) ・専決事項の区分，代決等

法人規程第29号

規程名	公立大学法人県立広島大学役員報酬規程
要旨	(趣旨) ・法人の役員報酬に関し必要な事項を定める。 (内容) ・常勤役員報酬：給料，地域手当，通勤手当及び期末特別手当 ※ 職員を兼務する理事については，役員としての報酬は不支給 期末特別手当は，業務貢献度等を総合勘案し，増減可 ・非常勤役員報酬：非常勤役員手当及び通勤手当

法人規程第30号

規程名	公立大学法人県立広島大学役員退職手当規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の役員退職手当に関し必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の額 退職日の役員の給料月額を基礎として、職員退職手当規程に定める方法で算出 上記の額は、業務貢献度等を総合勘案し増減可 法人職員又は県職員から役員となり、そのまま退職した場合の特例 法人職員又は県職員として退職したと仮定した場合の退職手当の額を支給 退職手当の不支給 非常勤の役員 職員を兼務する理事が理事を退職した場合 役員を退職し、引き続き法人職員又は県職員となる場合

法人規程第31号

規程名	公立大学法人県立広島大学の非常勤役員等の業務災害補償に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の非常勤の役員その他理事長が任命する委員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常勤役員等 理事（非常勤）、監事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員（法人外の委員に限る。） 補償内容 死亡補償、後遺障害補償、入院補償、通院補償

法人規程第32号

規程名	公立大学法人県立広島大学役員旅費規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の役員の旅費に関し必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の旅費の例による。

法人規程第33号

規程名	県立広島大学副学長に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副学長の員数、任命、任期、職務等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 員数 2人 任命 理事長が常勤の理事のうちから任命 任期 理事の任期による 職務 教育・学生支援担当、研究・地域貢献担当

法人規程第34号

規程名	県立広島大学学部長に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考 理事長が教育研究審議会の意見を聴き，当該学部の教授のうちから選考学部長から申出がある場合は，学部長及び学部に所属する者若干名から意見を聴取 任期 2年

法人規程第35号

規程名	県立広島大学総合学術研究科長に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合学術研究科長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考 理事長が選考 任期 2年

法人規程第36号

規程名	県立広島大学学科長に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学科長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考 理事長が学部長の意見を聴いて選考 任期 2年

法人規程第37号

規程名	県立広島大学専攻長に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専攻長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考 理事長が研究科長及び必要と認める者の意見を聴いて選考 任期 2年

法人規程第38号

規程名	県立広島大学学長補佐に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長補佐の員数，職務，任期及び解任等について必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 員数 若干名 職務 学長の命に基づき全学的な重要事項について調査，検討及び企画立案 任期 2年

法人規程第39号

規程名	県立広島大学総合教育センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・総合教育センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第40号

規程名	県立広島大学総合教育センター副センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・総合教育センター副センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，総合教育センター長の意見を聴いて，本学の教授又は准教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第41号

規程名	県立広島大学キャリアセンター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・キャリアセンター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授又は准教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第42号

規程名	県立広島大学学術情報センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・学術情報センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第43号

規程名	県立広島大学庄原学術情報センター長及び三原学術情報センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・庄原学術情報センター長及び三原学術情報センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授又は准教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第44号

規程名	県立広島大学地域連携センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・地域連携センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第45号

規程名	県立広島大学庄原地域連携センター長及び三原地域連携センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・庄原地域連携センター長及び三原地域連携センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学の教授又は准教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第46号

規程名	県立広島大学生命環境学部附属教育研究施設長に関する規程
要旨	(趣旨) ・生命環境学部附属教育研究施設長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学生命環境学部の教授のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第47号

規程名	県立広島大学保健福祉学部附属診療センター長に関する規程
要旨	(趣旨) ・保健福祉学部附属診療センター長の選考，任期及び解任等について必要な事項を定める。 (内容) ・選考 理事長が，本学保健福祉学部の教授（医師免許を有する者に限る。）のうちから選考 ・任期 2年

法人規程第48号

規程名	県立広島大学非常勤講師選考規程
要旨	(趣旨) ・非常勤講師の採用の選考に関して必要な事項を定める。 (内容) ・選考 非常勤講師の採用の選考は人事委員会が行う。 非常勤講師の候補者の審査は，人事委員会の下部組織として学部等ごとに置く非常勤講師選考会議において行う。 ・基準 選考は教員の選考基準を定める規程に定める基準により行う。

法人規程第49号

規程名	大学教員の選考基準を定める規程
要旨	(趣旨) ・教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇任に選考基準に関し必要な事項を定める。 (内容) ・教授、准教授、講師、助教及び助手の資格（大学設置基準による）

法人規程第50号

規程名	大学院研究指導担当教員の選考基準を定める規程
要旨	(趣旨) ・大学院において研究指導を担当する教員の選考基準に関し必要な事項を定める。 (内容) ・修士課程、博士課程においてを研究指導を担当する教員の資格（大学院設置基準による。）

法人規程第51号

規程名	共通教育科目担当教員の選考の特例を定める規程
要旨	(趣旨) ・専ら共通教育科目を担当する教員の採用又は昇任を行う場合における選考の特例措置について必要な事項を定める。 (内容) ・特例 人事委員会に設置する選考会議の組織 教員選考を必要とする学部 to 所属する教授 3人 総合教育センターの長が推薦する当該学部以外の学部 to 所属する教授 1人 当該学部以外 to 所属する教授 1人 特に教員選考に必要と認める者 必要な人数

法人規程第52号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員就業規則
要旨	(趣旨) ・法人の常勤職員の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定める。 (内容) ・人事、給与、服務、勤務時間、休日、休暇、休業等、研修、表彰、安全・衛生、出張等、福利厚生、災害補償、退職手当及び職務発明等に関する基本的事項を規定 ・給与、勤務条件等の詳細は、他の法人規程に委任

法人規程第53号

規程名	公立大学法人県立広島大学教員の任期に関する規程
要旨	(趣旨) ・任期を定めて任用する教員の任期に関し必要な事項を定める。 (内容) ・法人化以後新たに採用する次の教員に適用 助教：任期5年、1回に限り再任可 助手：任期3年、1回に限り再任可、ただし、特別な事情がある場合は、2回可

法人規程第54号

規程名	公立大学法人県立広島大学教員人事規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の人事に関し必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用及び昇任選考：人事委員会の議に基づき理事長が実施 人事委員会の下に選考会議を設置 ・降任，解雇及び懲戒：人事委員会の事前審査に基づき理事長が実施 人事委員会の下に調査会議を設置 審査対象教員に，口頭又は書面で弁明の機会を付与 ・休職期間：人事委員会の議に基づき理事長が決定

法人規程第55号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員降任，解雇及び休職に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の降任，解雇及び休職に関し手続等必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断，書面交付等の手続義務等

法人規程第56号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員給与規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員給与条例に準じて規定 ・19年度の1年間の特例措置として，管理職手当が支給される職員の給料，地域手当，管理職手当及び期末・勤勉手当については，7%又は5%をカット

法人規程第57号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員倫理規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務に遂行するに当たって遵守すべき必要事項等を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員倫理要綱に準じ，関係業者等との接触に関する規制等を規定

法人規程第58号

規程名	公立大学法人県立広島大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程
要旨	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項を定める。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱に準じて職員の責務や，相談・苦情処理等について規定

法人規程第59号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員兼業規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の兼業に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 兼業の種類, 審査, 従事時間, 許可期間等を規定

法人規程第60号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間, 休日及び休暇等に関する規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県勤務時間等条例に準じて規定 ・ 原則の勤務時間 8:30~17:30 (休憩時間 12:00~13:00) (業務の都合上必要な職員は, 別に定めるところによる。) ・ 1か月単位の変形労働時間制, 裁量労働制を規定

法人規程第61号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員の育児休業等に関する規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の育児休業及び部分休業に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県職員に準じて育児休業制度について規定 (3歳まで申出可)

法人規程第62号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員の介護休業に関する規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の介護休業に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県職員の介護休暇に準じて介護休業制度について規定 (6か月まで申出可)

法人規程第63号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員懲戒規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の懲戒に関し手続等必要な事項を定める。 (内容) ・ 書面交付, 減給の方法等を規定

法人規程第64号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員安全衛生管理規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の安全・衛生に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県職員安全衛生管理規程に準じて, 管理組織, 健康診断, 必要措置等を規定

法人規程第65号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員旅費規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の旅費に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県旅費条例に準じて規定

法人規程第66号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員宿舍規程
要旨	(趣旨) ・ 職員宿舍に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 県公舎管理規則に準じて規定

法人規程第67号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員退職手当規程
要旨	(趣旨) ・ 職員の給与に関する事項を定める。 (内容) ・ 県職員退職手当条例に準じて規定 ・ 県職員と法人役職員の勤務年数は通算可

法人規程第68号

規程名	公立大学法人県立広島大学知的財産取扱規程
要旨	(趣旨) ・ 職員等の知的財産権の取扱いに関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 知的財産権の帰属, 認定, 承継, 出願等, 承継補償金等及び発明委員会等について規定

法人規程第69号

規程名	公立大学法人県立広島大学非常勤職員等就業規則
要旨	(趣旨) ・ 法人に勤務する非常勤職員等の労働条件, 服務規律その他就業に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 常勤職員と同様に, 就業に関する基本的事項を規定

法人規程第70号

規程名	県立広島大学教員の学外研修取扱規程
要旨	(趣旨) ・ 教員の学外研修に関し必要な事項を定める。

法人規程第71号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員証規程
要旨	(趣旨) ・法人の職員証に関し必要な事項を定める。

法人規程第72号

規程名	公立大学法人県立広島大学職員からの公益通報に関する規程
要旨	(趣旨) ・職員等の法令違反行為についての通報を適切に処理し、通報した職員等の保護及び職員等の法令遵守を推進するため必要な事項を定める。 (内容) ・県の職員からの公益通報に関する要綱に準じて公益通報の処理及び公益通報職員等の保護等を規定

法人規程第73号

規程名	公立大学法人県立広島大学会計規程
要旨	(趣旨) ・法人の財務及び会計に関する基準を定め、財政状況及び運営状況を明らかにし、その業務の円滑な運営を図る。 (内容) ・予算、金銭出納及び債権債務管理、資金管理、資産管理、契約及び決算等に関する事務手続きを規定

法人規程第74号

規程名	公立大学法人県立広島大学会計事務取扱規程
要旨	(趣旨) ・法人の財務及び会計の事務手続に関し必要な事項を定める。 (内容) ・勘定科目、帳簿及び伝票、収納、支払、証拠書類の保管、月次報告等の会計事務の取扱いを規定

法人規程第75号

規程名	公立大学法人県立広島大学の授業料等に関する規程
要旨	(趣旨) ・授業料、入学者選抜料、入学料、聴講料、公開講座受講料、施設費及び学生寮使用料の徴収に関し必要な事項を定める。 (内容) ・授業料等の額、徴収の時期及び方法等を規定

法人規程第76号

規程名	公立大学法人県立広島大学の授業料等の免除及び猶予に関する規程
要旨	(趣旨) ・授業料等の減免及び徴収猶予の取扱いについて必要な事項を定める。 (内容) ・授業料の減免、徴収猶予、申請方法、決定の手続等を規定

法人規程第77号

規程名	公立大学法人県立広島大学の料金の徴収に関する規程
要旨	(趣旨) ・土地建物貸付料, 附属診療所診療料等, 法人の料金の徴収に関し必要な事項を定める。 (内容) ・土地建物貸付料等の料金, 減免, 返還等を規定

法人規程第78号

規程名	公立大学法人県立広島大学契約事務の取扱いに関する規程
要旨	(趣旨) ・法人が締結する売買, 貸借, 請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。 (内容) ・競争参加者の資格, 公告及び競争, 一般競争入札・指名競争入札・随意契約の手続き, 契約の締結内容・方法, 監督及び検査等を規定

法人規程第79号

規程名	公立大学法人県立広島大学資金管理に関する規程
要旨	(趣旨) ・法人の資金管理計画, 資金調達, 資金運用, 資金管理実績報告等について必要な事項を定める。 (内容) ・資金管理計画, 短期資金の調達, 資金の運用等を規定

法人規程第80号

規程名	公立大学法人県立広島大学監事監査規程
要旨	(趣旨) ・監事が行う法人の業務等の監査に関し必要な事項を定める。 (内容) ・業務監査及び会計監査, 監査対象, 監査計画, 監査結果報告等を規定

法人規程第81号

規程名	公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程
要旨	(趣旨) ・法人における固定資産の管理その他必要な事項を定める。 (内容) ・不動産, 動産等の固定資産の管理, 貸付, 処分, 減価償却の方法等を規定

法人規程第82号

規程名	公立大学法人県立広島大学たな卸資産管理規程
要旨	(趣旨) ・法人におけるたな卸資産の取扱い及び評価方法その他必要な事項を定める。 (内容) ・たな卸資産の範囲, 評価方法, 受払い, 実地たな卸等を規定

法人規程第 8 3 号

規程名	公立大学法人県立広島大学固定資産貸付規程
要旨	(趣旨) ・法人の固定資産の貸付について必要な事項を定める。 (内容) ・貸付できる固定資産，貸付期間，貸付申請，貸付料，損害賠償等を規定

法人規程第 8 4 号

規程名	公立大学法人県立広島大学債権管理規程
要旨	(趣旨) ・法人の債権管理に関する事務の取扱いについて必要事項を定める。 (内容) ・債権の種類・管理，請求，消滅，未収金管理，督促，保全，徴収停止，債権の放棄，貸倒引当金等を規定

法人規程第 8 5 号

規程名	公立大学法人県立広島大学物品管理規程
要旨	(趣旨) ・法人の物品の管理について必要な事項を定める。 (内容) ・備品等の管理事務，貸付，売り払い，取得原価，減価償却の方法等を規定

法人規程第 8 6 号

規程名	公立大学法人県立広島大学施設管理規程
要旨	(趣旨) ・学内における秩序の維持及び施設等の保安全管理に万全を期するために必要な事項について定める。 (内容) ・施設等の管理，禁止行為，許可を必要とする行為，火気取締り，非常警備等を規定

法人規程第 8 7 号

規程名	公立大学法人県立広島大学学生寮運営規程
要旨	(趣旨) ・庄原キャンパスに設置する学生寮の運営に関して必要な事項を定める。 (内容) ・入寮定員・手続，在寮期間，退寮，寮自治，管理人等を規定

法人規程第 8 8 号

規程名	県立広島大学寄附受入れ規程
要旨	(趣旨) ・本学における金銭，備品，設備及び不動産等の寄附の受入れに関して必要な事項を定める。

法人規程第 89 号

規程名	県立広島大学研究奨励寄附金規程
要旨	(趣旨) ・ 本学における研究奨励寄附金の取扱いに関して必要な事項を定める。

法人規程第 90 号

規程名	県立広島大学受託研究規程
要旨	(趣旨) ・ 本学における受託研究の取扱いに関して必要な事項を定める。

法人規程第 91 号

規程名	県立広島大学共同研究規程
要旨	(趣旨) ・ 本学における共同研究の取扱いに関して必要な事項を定める。

法人規程第 92 号

規程名	県立広島大学基本研究費に関する規程
要旨	(趣旨) ・ 本学の基本研究費に関して必要な事項を定める。

法人規程第 93 号

規程名	県立広島大学提案公募型研究取扱規程
要旨	(趣旨) ・ 本学における提案公募型研究の取扱いに関して必要な事項を定める。

大学規程第1号

規程名	県立広島大学学章及びロゴマーク規程
要旨	(趣旨) ・ 県立広島大学の学章及びロゴマークの形状，色彩，寸法を定める。

大学規程第2号

規程名	県立広島大学名誉教授の称号の授与に関する規程
要旨	(趣旨) ・ 県立広島大学名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定める。 (内容) ・ 選考 学長が教育研究審議会の審議を経て，選考を行う。

大学規程第3号

規程名	県立広島大学履修規程
要旨	(趣旨) ・ 大学の授業科目の履修方法等に関し，必要な事項を定める。

大学規程第4号

規程名	県立広島大学院履修規程
要旨	(趣旨) ・ 大学院の授業科目の履修方法等に関し，必要な事項を定める。

大学規程第5号

規程名	県立広島大学既修得単位認定規程
要旨	(趣旨) ・ 本学入学前に，大学，短期大学等において履修した授業科目について，修得した単位数の認定に関して必要な事項を定める。

大学規程第6号

規程名	県立広島大学大学院既修得単位認定規程
要旨	(趣旨) ・ 本学大学院入学前に，大学，短期大学等において履修した授業科目について，修得した単位数の認定に関して必要な事項を定める。

大学規程第7号

規程名	県立広島大学保健福祉学部看護学科第3年次編入学生既修得単位認定規程
要旨	(趣旨) ・ 保健福祉学部看護学科に第3年次編入した学生が，編入前に，大学，短期大学等において履修した授業科目について，修得した単位数の認定に関して必要な事項を定める。

大学規程第 8 号

規程名	県立広島大学以外の教育施設等学修規程
要旨	(趣旨) ・本学以外の教育施設等における学修を、本学の授業科目の履修とみなして単位を与えることに関して必要な事項を定める。

大学規程第 9 号

規程名	県立広島大学派遣学生及び特別聴講学生規程
要旨	(趣旨) ・本学に在学中の学生で本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修する者（派遣学生）及び他の大学等に在学中の学生でその大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修する者（特別聴講学生）の取扱いに関し必要な事項を定める。

大学規程第 10 号

規程名	県立広島大学公開講座規程
要旨	(趣旨) ・公開講座の開設、実施計画、場所、受講資格等に関し必要な事項を定める。

大学規程第 11 号

規程名	県立広島大学学生外国留学規程
要旨	(趣旨) ・学生の留学に関して必要な事項を定める。

大学規程第 12 号

規程名	県立広島大学学位規程
要旨	(趣旨) ・本学が授与する学位に関して必要な事項を定める。

大学規程第 13 号

規程名	県立広島大学科目等履修生規程
要旨	(趣旨) ・本学の科目等履修生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 14 号

規程名	県立広島大学大学院科目等履修生規程
要旨	(趣旨) ・本学大学院の科目等履修生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 15 号

規程名	県立広島大学研究生規程
要旨	(趣旨) ・本学の研究生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 16 号

規程名	県立広島大学大学院研究生規程
要旨	(趣旨) ・本学大学院の研究生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 17 号

規程名	県立広島大学研修員規程
要旨	(趣旨) ・本学の研修員に関して必要な事項を定める。

大学規程第 18 号

規程名	県立広島大学大学院研修員規程
要旨	(趣旨) ・本学大学院の研修員に関して必要な事項を定める。

大学規程第 19 号

規程名	県立広島大学聴講生規程
要旨	(趣旨) ・本学の聴講生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 20 号

規程名	県立広島大学大学院聴講生規程
要旨	(趣旨) ・本学大学院の聴講生に関して必要な事項を定める。

大学規程第 21 号

規程名	県立広島大学転学部・転学科規程
要旨	(趣旨) ・転学部及び転学科の取扱いに関して必要な事項を定める。

大学規程第 22 号

規程名	県立広島大学学生生活規程
要旨	(趣旨) ・本学の学生が守るべき事項及び学生生活に係る申請等を行う際に必要な様式等を定める。

大学規程第 23 号

規程名	県立広島大学チューター規程
要旨	(趣旨) ・学生生活についての個別指導・助言を担当する所属学科の教員（チューター）の設置に関して必要な事項を定める。

大学規程第24号

規程名	学生相談室運営規程
要旨	(趣旨) ・各キャンパスに設置する学生相談室の運営に関して必要な事項を定める。

大学規程第25号

規程名	県立広島大学客員研究員規程
要旨	(趣旨) ・本学の客員研究員に関して必要な事項を定める。

大学規程第26号

規程名	県立広島大学外国人客員研究員規程
要旨	(趣旨) ・本学の外国人客員研究員に関して必要な事項を定める。

大学規程第27号

規程名	県立広島大学保健福祉学部及び同学部附属診療所分院放射線障害予防規程
要旨	(趣旨) ・放射性同意元素等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、公共の安全を確保する。

大学規程第28号

規程名	県立広島大学遺伝子組換え実験安全管理規程
要旨	(趣旨) ・本学における遺伝子組換え実験の安全管理に関して必要な事項を定める。

大学規程第29号

規程名	県立広島大学人間及び動物を対象とする研究に関する倫理規程
要旨	(趣旨) ・本学の教職員及び学生が行う人間及び動物を直接対象とする研究等を行う場合において、個人の尊厳及び人権の尊重等の倫理的配慮を図るために必要な事項を定める。